

保育の原点を考える

柴崎 正行

はじめに

五回に渡って連載されました倉橋惣三の「保育法」講義録を読み終えて、今更ながら保育の原点について考えさせられたような気がしています。私は現在、文部省の教科調査官という立場しておりますが、本年三月に改訂告示されました新幼稚園教育要領の来年度実施を控えまして、現場の先生方にその内容を理解していただくという役目を担っております。今回の新幼稚園教育要領においては、幼稚園教育の基本を明示したという点で、まさに保育の原点を見直そうとするものです。その渦中に身を置く私にとって、この講義録との出会いはまさに保育の原点とは何かを考えるための格好のテキストとなりました。そこで私なりに考えたことをいくつかのテーマに沿いながら、思いつくままに感想を述べさせていただこうと思います。

一、保育方法の原理

実際に保育をする場合の原理として、「自発的」と

「具体的」という二つの側面をとりあげています。幼児がなぜ「自発的」なのかという疑問に対しても、効果意識がなく今の生活に夢中になれるからと述べています。周囲の人からどのように思われるかということを意識することなく、自分の心に率直に生きていることが自発性を生み出しているのだというのです。それを無邪氣といふ言葉でまとめています。

今回の幼稚園教育要領においても、幼児の自発的な活動というものをとても重視しています。でも、子どもの行ういたずらや落書き、けんかなどを無邪氣さの現われとしてとらえ、自発性として認めてくれる保育者は少ないのではないかと感じさせられます。自発的な活動はいいのだが、いたずらは困ると感じる気持ちがあるとすれば、子どもの自発性を認めることになるのであろうかと考えさせられてしまいます。そのように考へると、どうも自発的という言葉が現在では保育者の望んでいる方向に対してのみ許されているのではないかといふ危惧を感じます。その一方で望まない方向に対しての

自発性までを認めていたならば、保育がまとまらなくなるので困ることになります、という保育者の訴えもわかる気がします。自発性は認めたい、でも保育のまとまりもほしいというこの矛盾した気持ちを解決するには、誰のために保育をしているのかということが問われている気がします。すなわちまとまりのある保育がよいのだという前提が問われているのだと思います。そこをしっかりと問いかねないと、いたずらをしたり、けんかをしたりして本当は自発性に富んでいる子どもが、困った子、問題のある子として否定されいくことにもなりかねません。私は自分でも無邪氣さを持った保育者に出合うと、何かとても救われた感じを抱くのですが、こうした無邪氣さの大切さを改めて確信した気がしています。

保育方法の原理としての「具体的」ということも、これまでずいぶんと強調されてきました。でもそれは多くの場合、子どもの認識の仕方の特徴として述べられてきたような気がします。このノートでは具体的という言葉を子どもだけでなく、保育者の子どものとらえ方にまで

広げて述べてあります。遊ぶときにはその子どもの全体と、自分の全体とが遊ぶべきであるという主張には、時代を超えた重みがあると思います。子どもは他人にすぐ全体を持って来ることがができるが、大人は反対に全体的にぶつかることが難しいという文章は、私にとってもうなづけることでした。幼児は自分を抽象することができないので、全身でぶつかってきます。ですから大人も幼児を抽象して△分析▽してとらえるのではなく、全身でぶつかってとらえる必要があり、それが一緒に遊ぶといふことであるという説明はとても明解だといえます。子どもと遊ぶことが楽しいということは、全体が子どもにされた時なのであるという一文を、私たちは自分の保育を反省するときの重要な視点として位置づけていく必要があるのでないでしょうか。今日の保育が楽しかったと思えたとき、それは自分にとって充実しているだけなく、幼児にとっても充実していることにもなります。

保育における楽しさとは何か、この点をもっと追求してみたいと思います。

二、保育法の則

幼児の生活の基になっているのが原理であり、これは動かすことはできないが、原則は実際の方法に近いものであるからその位置が自由であるという説明には、そのようにとらえるのかと参考になりました。

第一原則として述べられている間接教育という考え方は、今回の幼稚園教育要領において幼稚園教育の基本として位置づけた「環境を通して行う教育」という考え方とも類似しており、その内容には強い関心を持ちました。そして幼児の自発性を大切にしながら、保育者の熱心な思いを実現していくためには直接ではなく間接が大切であり、子どもがそうしたくなるように、その思いを一杯物に含めて待つ事が肝心であるという説明を読んで、少しほっとした気がします。というのは、今回の基本におきましても、幼児の主体性と教師の意図性とを無理なく両立させるためには、環境を媒介にしていくことが必要であるという立場をとっています。ですから考え

方としてはほぼ符合しているといえると思います。ただ

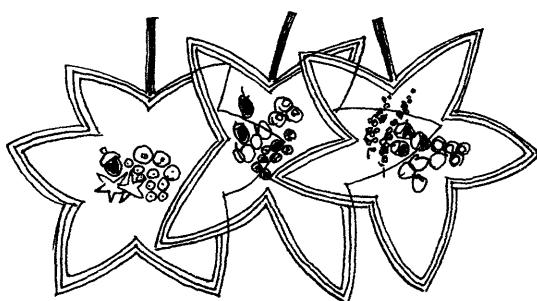
今回の基本においては、環境として物的なものだけでなく、人的な側面や、時間や空間、雰囲気なども含めた総合的なものとしてとらえましたので、その辺が間接教育の中にどのように含まれているのかとても興味をもちました。そのようにとらえてみると、間接教育の原則では物的環境についてそれも設備や品物などを媒介にするこ^トを主張しているように思えます。人的な面は含んでいません。それは次の第二原則として位置づけられています。

第二原則として述べられている相互教育の原則は、子ども相互の関係を伸立ちにすることであると説明されています。それは子どもが共に生活する中で相互に活力を出し合うことにより、育ち合っていくことを利用することであり、保育者は数人をして相互生活をさせるような優れたマネージャーとしての役割りを果たすというのです。これは人的環境の中でも子ども同志の育ち合いの側面であり、保育者はいてもその存在を感じさせ

ないような存在でなければならないとされています。

第三原則として述べられているのが共鳴の原則です。

ここにおいて保育者がどのようにして自分の願いを児童に伝えていくかが説明されています。間接教育や相互教育の原則では、保育者は子ども全体をマネージする存在でしたら、共鳴の原則では保育者が直接子どもになすべ



きことを示しています。その方法としては、人間の良い心持ちに沢山共鳴してくれる先生と共に暮らす子どもは、善が良く育つのであるということを述べています。

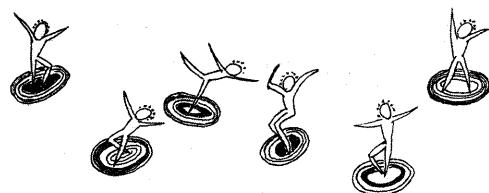
このことは子どもの心の動きに沿いながら、良い心持ちにのみ共鳴してあげることをさしています。何に共鳴するかということにより、保育のもつ願いを子どもに伝えていくわけです。これは今回の幼稚園教育要領の基本的部分に、教師の心がまえとして述べてある「教師は児童との信頼関係を十分に築き、児童と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする」という文章と関連しています。しかしながらここで「共に」という意味は、教師が一方的に何がよいかを判断するというようなものではなく、何がよいのかは児童と教師と一緒に考えるという意味ですので、その辺がやや違うのかとも思えます。ノートの文章から判断すると、何を良い心持ちとするかは保育者に決定権があるよう感じられます。

第四原則として、生活に依る誘導の原則が述べられています。これは生活する中での先生の姿を通して児童を

導いていくという考え方であり、教師も環境の一部であるとした今回の幼稚園教育の基本とも符合しています。

以上のような保育方法の原則についてまとめてみますと、大まかにとらえるならばその考え方についてはほぼ共通していると言えると思います。保育者は児童の自発性を大切にするために、物や友だちそして自分の生活する姿などに自分の願いや思いを込めて、日々の保育を開けていくという点については共通していました。しかしその物的な側面の考え方が、設備や品物という範囲に限定されていたのは、やはり幼稚園という場所で何を育てるのかは、その時代に応じて求められるものが異なるということでもあるのでしょうか。今回は物的な面として自然や動植物なども含めています。それはそうしたものとのかかわりが、近年とても減少してきており、そうしたものとのかかわりを幼稚園という場において体験しておかないと、家庭や地域では難しくなりつつあるという時代のニーズがあるからでしょう。

部であると位置づけたために、教師自身の気持ちをどのように児童に伝えればよいのかわからないという声も聞かれます。それについては第三の原則である「共鳴の原則」や第四の原則である「生活に依る誘導の原則」ということが教師の願いや思いを実現するための方法として、環境と区分して位置づけられた方が、わかりやすかったのではないかと感じています。



三、表現について

まだふれてみたいことはたくさんあるのですが、紙面の都合もありますので最後に表現ということについて感じたことを述べてみたいと思います。

このように基本的な考え方では共通していても、その中身は時代によつて変化してきているといえます。しかし、保育方法を四つの原則に分けてとらえていくという方法は、「環境を通して行う」という一括したとらえ方よりもずっと理解されやすいのではないかというのが素直な気持ちです。特に今回の基本では、教師も環境の一

域名を音楽リズムと絵画製作したことから、表現技能の指導ばかりが強調される傾向を生み出しました。そこで今回の改訂においてはこうしたとらえ方はせずに、表現する意欲や感性の育ちを見る領域として「表現」という領域を編成しました。しかしながらこの表現という中身をどのようにとらえたらよいのかわかりにくいという声をあちこちで聞きます。この点については、まだ必ずしも共通理解されているとは言えない面も残されているようと思えます。そこで倉橋惣三の説明に沿いながら、表現について考えてみましょう。

この説明によれば、自分の心の動きを何らかの形として外に現すことが必要になります。その方法として生活の中で、心が動かされ現したくなつた時に心の動きに応じて表してみることが主張されています。そしてどのような時に幼児の心が動かされるかという視点から、芸術的誘導と産業的誘導の二つに分けてとらえています。

芸術的誘導とは、物を見たりふれたりすることにより、あるいは作っている様子を見たり、作られた作品を見たりすることなどにより、自分でも表現したいという衝動が湧いてきて表現するというものです。

産業的誘導とは、作るということが、子どもの心の必要感から生まれてくるものであり、たとえば人形のために何かをつくつてあげるとか、お店やさんごっこをするためには、伝えるのが目的でなく、表現することにより自己満足を得ることが大切であるとします。しかしこうして自己満足を得るために、自分自身の心の中にあるものを一度形に現してみると、それを改めて感じることの必要性を説いています。

こうした自分の内面から湧いてくる気持ちにもとづく表現を大切にしていますが、それには劇的なものや音楽的なもの、語ることなども含まれています。遊戯の項

に、音楽も歌わせるのではなく、歌いたい心を満たしてやること、遊戯も表現したい気持ちを本体としていると述べていますが、これこそが表現活動すべてに共通したとらえ方であると思えます。そして幼稚園の遊戯は、自然的なものであり、芸術に勝ちすぎずに子どもの遊戯ということを本体とし、巧みか否かは問題ではないという指摘は、現在の表現活動の指導の在り方にも通ずる指摘であると言えるでしょう。

表現をこのようにとらえてみると、幼児に対する表現の指導とはどのようなものなのかがかなり明確になると 思います。

教育要領においては、こうした倉橋惣三の考え方がかなり盛り込まれています。しかしこうした理念はわかるのだが、実際の保育をどのように行えばよいのかわからぬという声が多いのも事実です。そうした声の背景にあるものは何なのでしょうか。保育は教科書を見て、その通りに行えるものではありません。日々の保育を反省し、子どもから学びながら自分なりのテキストをつくり出していくことが必要となります。誰かに教えてもらうだけでは、本物の保育は行えないでしょう。その意味では、今回の教育要領の改訂においては各々の保育者にとっての、保育の原点が問われているのかも知れません。

おわりに

以上思いつくままに書かせていただきましたが、すでに五十年前から主張されていた保育の原理、原則、とらえ方などが、今でも十分に共通理解されていないと いう現状を考えるとき、なぜなのだろうかという疑問が 心に浮んでおります。今回新たに改訂されました幼稚園

(文部省初等中等教育局幼稚園課)